

道路交通法施行規則第1条の4第2項の規定による車椅子の確認の基準新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月1日作成</p>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日作成</p>
<p>法 令 名： 道路交通法施行規則</p>	<p>法 令 名： 道路交通法施行規則</p>
<p>根 拠 条 項： 第1条の4第2項</p>	<p>根 拠 条 項： 第1条の5第2項</p>
<p>処 分 の 概 要： 車椅子の確認</p>	<p>処 分 の 概 要： 身体障害者用の車の確認</p>
<p>原権者（委任先）： 警察署長</p>	<p>原権者（委任先）： 警察署長</p>
<p>法 令 の 定 め：</p>	<p>法 令 の 定 め：</p>
<p>審 査 基 準：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車椅子に取り付ける必要が生じ結果として高さの基準を超えてしまった場合 ・ 一方の下肢は身体の障害により動かすことができないが他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する場合など 	<p>審 査 基 準：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ結果として高さの基準を超えてしまった場合 ・ 一方の下肢は身体の障害により動かすことができないが他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合など
<p>標 準 処 理 期 間： 5日間（行政庁の休日は含まない。）</p>	<p>標 準 処 理 期 間： 5日間（行政庁の休日は含まない。）</p>
<p>申 請 先： 住居地を管轄する警察署の交通担当課</p>	<p>申 請 先： 住居地を管轄する警察署の交通担当課</p>
<p>問 合 せ 先： 警察署の交通担当課</p>	<p>問 合 せ 先： 警察署の交通担当課</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>